

令和6年度 第3回 四街道市地域包括支援センター運営等協議会

令和7年2月18日(火) 19:00～
四街道市保健センター 3階 大会議室

会議次第

1. 開 会

- ① 福祉サービス部長あいさつ

2. 議 事

- ① 令和7年度事業計画について(報告)【資料1】
- ② 令和7年度予算(案)について(報告)【資料2】
- ③ 四街道市地域包括支援センター運営等協議会設置要綱の一部改正について(報告)【資料3】
- ④ 指定介護予防支援等の一部を委託する事業所について(報告)【資料4】
- ⑤ その他

3. 閉 会

令和6年度 第3回
四街道市地域包括支援センター運営等協議会資料

令和7年度事業計画

令和7年 2月
四街道市 福祉サービス部 高齢者支援課

【目次】

1	各包括支援センターの現状と課題	1ページ
2	組織・運営体制等	2ページ
3	総合相談支援業務	2ページ
4	権利擁護業務	3ページ
5	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ...	3ページ
6	地域ケア会議推進業務	4ページ
7	指定介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務	4ページ
8	認知症地域支援・ケア向上事業	5ページ
9	基幹型業務	6ページ
10	認知症初期集中支援推進事業	6ページ
11	生活支援体制整備事業	6ページ
12	(参考)職員体制	7ページ

1 【各包括支援センターの現状と課題】

四街道市地域包括支援センター

【 地域の現状と課題 】

- ①認知症がある独居や夫婦のみの高齢者世帯が増加し、地域で孤立する高齢者も増えている。
- ②経済的問題や病気、障がい等、多問題を抱える高齢者世帯が増加している。
- ③公営住宅等の人との繋がりが薄い地域では、支援に関する情報入手が困難な高齢者が増加している。

【根拠】日常の相談業務、地域でのワークショップ、まちカルテより把握。

【 重点的な取組事項 】

①居場所を活用した課題ごとの事業展開

- ・既存の居場所を活用し、情報提供や早期対応ができるよう相談業務を行う。
- ・地域の住民や民生委員等との連携を強化し、ワークショップや講話を開催して、住民等による認知症の人の見守り体制や支えあいのある地域作りに繋げる。

②介護予防の取り組みを中心とした新たな支援体制の構築

- ・人との繋がりが薄い地域に介護予防の重要性を伝え、体操等で集える場作りを支援する。

四街道市みなみ地域包括支援センター

【 地域の現状と課題 】

- ①身寄りのない人や介護力が低い家族、認知症高齢者(独居、夫婦のみ)世帯の増加
- ②がん末期の在宅患者の相談の増加に対して迅速な対応が求められる。

【根拠】総合相談の内容から傾向を把握した。

【 重点的な取組事項 】

①地域で支えあえる地域づくり

- ・地域ケア会議や見守り訓練を通して住民に認知症の理解を深め、地域で支える仕組みを作る。
- ・職員が身寄りのない人への支援方法についてスキルアップを行い相談対応力をつける。

②本人がのぞむ最期のあり方を支援できる

- ・医療機関とスムーズな連携をし、在宅生活を支える介護保険事業所への後方支援を行う。

四街道市千代田地域包括支援センター

【 地域の現状と課題 】

- ・担当圏域の中でも世代ごとに解決すべき課題の優先順位が異なる。このため介護や認知症、地域づくりに対するとらえ方も多様である。

【根拠①】総合相談の内容、及び地域住民との会話から傾向を把握した。

【根拠②】担当地域の地域懇談会で話し合われた内容では、自治会の加入率や交通安全、防犯対策に関する話題が多くみられた。

【 重点的な取組事項 】

①各地域のニーズに即した事業展開を行う

- ・自主的な取組が進んでいるような地域では、地域のニーズに合わせて協力し、後方支援を行う。
- ・集まりの場が少ない地域では、包括支援センターの周知を行う。また、介護予防の観点から週いち貯筋体操の導入を検討する。

- ・若い世代が多い地域では、認知症のイベントを開催し興味をもってもらう事に努める。

2 【組織・運営体制等】

- ・事業計画の策定と評価
- ・担当圏域に応じた重点的な取り組み
- ・職員の資質向上
- ・個人情報の保護および適正な管理
- ・苦情処理体制

令和7年度 事業計画		
<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繋がりが希薄化した地域が多いことを踏まえ、各事業を相談支援と結び付けて展開し、進捗の管理を行う。 ・経験年数で相談支援に差が出ないように、3職種のカンファレンス開催に重点をおく。 ・多問題家族への支援力向上のため、多機関、多分野と繋がる研修等に参加し、支援体制を構築していく。 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他機関連携が活発にできるようになっている為、個人情報の取り扱いについて全職員で再確認する。 ・センター内会議で、事業計画の進捗状況を管理し、取り組みや方向性を確認しながら事業を行う。 	<p>【千代田】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズを把握し、適切なタイミングで事業展開を行う。 ・専門性の向上と多様なニーズへの対応に向けて、外部研修への参加を支援し、研修内容を職員間で共有する。

3 【総合相談支援業務】

- ・ネットワーク構築
- ・総合相談支援
- ・介護家族への相談支援
- ・実態把握
- ・地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施

令和7年度 事業計画		
<p>【全包括協働で行うこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応に困惑した事例の検討や意見交換を行う。 ・多問題家族、介護による離職防止、地域共生社会などの課題に対応できるよう情報収集を行うとともに、情報交換や研修会等によりスキルの向上を図る。 		
<p>【基幹型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多問題家族の相談に対して、複合的な課題にチームで支援ができるよう、初動期から他機関との連携を図る。 ・地域の中で繋がりを大事にして介護していく事の大切さを、地域の集いにおけるミニ講話や出張相談を通じて啓発する。また、集いを実態把握の場としても活用する。 	<p>【みなみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働く介護者に対して、離職防止のための情報提供を全職員ができるようになる。 ・困難事例の相談に対しては包括内で協議し、問題解決を行う。 ・介護者支援として傾聴ボランティアとのマッチングを行う。 	<p>【千代田】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他職種との連携を強化するため、圏域内の事業所や店舗等と顔の見える関係を構築する。これにより、地域の状況の共通理解を深め、本人や介護者への細やかな相談支援につなげる。

4 【権利擁護業務】

- ・高齢者虐待への対応
- ・高齢者虐待防止ネットワークの構築
- ・成年後見制度の活用促進

令和7年度 事業計画		
<p>【全包括協働で行うこと】 ①高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、虐待防止のネットワークの構築をする。 ②多問題家族への支援ができるようさまざまな情報を収集し、活用できるよう勉強会を行い、スキルを磨く。</p>		
<p>【基幹型】 ・虐待の複合的課題への対応力向上に向けた内部研修を実施する。 ・消費者被害情報を収集し、地域サロンや介護者の集い等へ適宜発信し、また、ミニ講話などを開催して地域との繋がりへの促進と注意喚起を行う。 ・個々の支援状況を共有し、成年後見制度や終活支援に係る情報提供を適正に行う。</p>	<p>【みなみ】 ・高齢者虐待を未然に防ぐことを目的に、地域に出向いて周知のための講座を行う。 ・身寄りのない人への保証人サポート等、各種サービス等を学び、適切に情報提供を行う。</p>	<p>【千代田】 ・総合相談を通して、身近な後見制度の情報提供、利用支援等を行う。 ・虐待通報においては、緊急性の有無を確認し、市と協働で迅速な対応を行う。 ・消費者被害に関する情報収集と担当地区への発信を行う。</p>

5 【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】

- ・包括的・継続的なケア体制の構築
- ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用

令和7年度 事業計画		
<p>【全包括協働で行うこと】 地域のケアマネ対象に自立支援に向けた研修会を開催し、また、週いち貯筋体操、地域サロン、オレンジカフェなどの情報提供を行う。</p>		
<p>【基幹型】 ・介護支援計画の質の向上につながるよう、ケアマネがオレンジカフェやサロンに参加し、民生委員やボランティアと交流する機会を作る。 ・多問題家族等の困難ケースの相談時は、ケアマネが他分野と繋がれるようカンファレンスの調整や顔つなぎを行う。</p>	<p>【みなみ】 ・ケアマネに個別地域ケア会議に参加してもらい、地域住民との顔の見える関係作りを支援する。 ・オレンジカフェや出前講座への参加を促し、インフォーマルサービスをケアプランに取り入れてもらえるよう支援する。</p>	<p>【千代田】 ・地域の活動に協力するとともに主任ケアマネへも協力依頼をするよう心掛ける。 ・継続的なケア体制構築に向けて、困難事例や認知症など後方支援が必要なケースは、ケアマネに引き継いだ後も情報共有を行う。</p>

6 【地域ケア会議推進業務】

・専門職だけでなく、本人や地域住民とともに、個人や地域の課題を考え、高齢者が生活を続けられる地域や体制づくりを検討する。(個別地域ケア会議の開催)

令和7年度 事業計画		
【全包括協働で行うこと】 ・年1回以上3包括が集まり、好事例や解決方法を共有し、課題の整理を行う。		
【基幹型】 ・地域ケア会議後のモニタリングを実施していく。 ・地域ケア会議の積み重ねで見えてきた繋がり希薄な地域は、様々な機能を持つ居場所を住民主体で構築できるよう支援する。 ・課題に応じて医療機関や警察、消防などの関係機関にも参加を働きかけ、複合的なネットワークを構築して支援する。	【みなみ】 ・本人に直接サービスで関わっていない、理学療法士や薬剤師などの地域の専門職にも協力してもらい、個別地域ケア会議を開催する。参加者に地域で支えあっていくことがイメージできるような個別地域ケア会議を行う。	【千代田】 ・総合相談や地域活動を通して、ケースの選定を行い、地域ケア会議の必要性を理解してもらうとともに、本人、家族の思いに配慮した会議の開催を企画する。 ・会議後も後方支援を継続し、課題解決に向けた取り組み状況を確認する。

7 【指定介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務】

・高齢者自身の能力や意欲、興味を活かした「自立支援」のためのケアマネジメントを行う。
 ・インフォーマルサービスや地域活動への参加を組み合わせたプランを作成する。

令和7年度 事業計画		
【全包括協働で行うこと】 ・面談時やケアプラン作成時に、本人の意欲や興味・関心を引き出すアセスメントを心がける。 ・介護予防に関する勉強会を専門職対象に開催する。		
【基幹型】 ・介護予防プラン等の確認・相談時には、インフォーマルサービスや、見学同行などを通して得られた介護予防に関連する情報をプランに落とし込む等、助言・支援する。 ・包括内で自立支援に向けた研修会を継続的に実施する。 ・総合福祉センターと連携して、「健康寿命を延ばそう教室」を開催する。	【みなみ】 ・自立支援についてセンター内での勉強会を行う。定期的に最新のインフォーマルサービスの情報共有を行う。 ・再委託のプランについては、ケアプランチェック時に、利用者の住む地域のインフォーマルサービスを担当ケアマネジャーに情報提供する。	【千代田】 ・包括内での介護予防ケアマネジメントについて、プランの立て方に関する勉強会を行う。 ・再委託プランについては、契約やプラン変更の提出時にインフォーマルサービスについての助言を行うよう心掛ける。

8 【認知症地域支援・ケア向上事業】

- ・認知症に関する相談支援
- ・社会資源の把握と連携強化
- ・認知症への理解促進
- ・チームオレンジの整備、運営支援
- ・認知症サポーターの活用

令和7年度 事業計画

【全包括協働で行うこと】

- ・認知症ケアパスの見直しを行い、第3版を発行する。
- ・オレンジボランティアの養成と活動の促進を行う。

【基幹型】

- ・個別地域ケア会議開催により地域住民の認知症に対する正しい理解を促進し、当事者、家族の社会参加を支援する。
- ・当事者・地域住民と専門職を繋ぎ、チームオレンジを構築し、オレンジカフェの開催や後方支援を行う。
- ・銀行等の企業に対して認知症サポーター養成講座を行う。

【みなみ】

- ・地域における認知症見守り訓練の実施協力を行う。
- ・アルツハイマー月間のイベントを通して多世代に認知症についての正しい理解を広める。
- ・オレンジカフェなどの場を活用して、当事者の声や思いを発信する機会を作る。

【千代田】

- ・認知症関連のイベントを地域住民とともに開催し、幅広い世代への周知に努める。
- ・介護者の負担軽減の一助となるよう、オレンジボランティアの育成を行う。
- ・ボランティア登録をしていない認知症サポーターとも交流を深め、地域での活動を促進する。

9 【基幹型業務】

※基幹型が実施

- ・包括間の円滑で効果的な連携体制を確立するため、統括・調整の役割を果たす。
- ・各包括へ必要な助言や協力を行うことにより、全包括の業務遂行力の維持・向上を図る。
- ・各包括の運営上の課題を把握、集約して市と共有し、全体で連携、協力して解決につなげる。

令和7年度 事業計画

- ・市の施策に沿った業務運営が図れるよう、職種別の包括間連絡会の企画・運営(司会進行、議事録の作成等を含む。)を行う。
- ・支援をスムーズに行うため、各分野の専門職と早期に連携できるよう、研修会を実施する。
- ・市内全域を対象とした以下の事業について、市と方向性を共有するとともに各包括と調整を図り、協働して取り組む。
 - ①専門職を対象とした虐待防止に関する啓発及び研修の開催
 - ②自立支援のための地域ケア会議の運営
 - ③権利擁護支援のスキル向上のため情報集約と情報発信
 - ④在宅医療・介護連携支援センターと協働した、介護と医療の円滑な連携に向けた取り組み
 - ⑤専門職同士のネットワーク、専門職と地域住民との連携に関する支援の実施

10 【認知症初期集中支援推進事業】

※基幹型が実施

- ・支援チームと医療関係者との連携
- ・認知症初期集中支援の実施
- ・支援チームに関する普及啓発

令和7年度 事業計画

- ・専門職や住民に対して初期集中支援チームの啓発を行い、認知症の初期相談に繋げる。
- ・地域の専門職と協働して多角的にアセスメントし、本人やその家族が望む地域生活が継続できるよう支援する。
- ・支援ケースのアセスメントや情報共有、支援終了後の引継ぎなど、地域包括支援センターとの連携を強化する。
- ・本人・家族の意向を反映した支援ができるよう、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員と協働し、医療機関など関係機関との連携体制の構築を図る。

11 【生活支援体制整備事業】

※基幹型が実施

- ・地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ・関係者のネットワーク化
- ・地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- ・担い手養成やサービスの開発
- ・目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一

令和7年度 事業計画

- ・「支えあい推進会議」「四街道の支えあい100人情報交換会」の開催を通じ、住民、施設・企業などが意識の統一を図り、歩いて行ける範囲に3つのS(相談・参加・支援)がある地域を作る。
- ・「地域支えあい推進会議部会」を活用し、高齢者が活躍できる場所の創設や、他機関・住民への働きかけを行う。
- ・各地域の「支えあい通信」や「高齢者のための地域情報」を配布して地域課題やその取り組みを周知し、支えあい活動を促進する。
- ・地域の生活支援コーディネーターと地域包括支援センターが、スムーズに情報交換、地域課題の共有をし、地域づくりが促進できるような工夫や場づくりを行う。

令和6年度 地域包括支援センター職員体制

No.	担当	職種（主）	他資格	備考
1	包括的支援	センター長 社会福祉士		<p>[担当地区] ・西中地区 ・北中地区</p> <p>[所在地] ・鹿渡無番地 総合福祉センター 分館</p> <p>[開所] ・月～土（祝日除く） ・8:30～17:15</p> <p>[連絡先] ・TEL420-6070 ・FAX424-6707</p>
2	包括的支援	保健師相当 （看護師）	社会福祉士／認知症地域支援推進員／生活支援コーディネーター	
3	包括的支援	管理者 主任介護支援専門員	介護支援専門員／社会福祉士	
4	包括的支援	主任介護支援専門員	介護支援専門員／社会福祉士	
5	包括的支援	保健師	介護支援専門員／認知症地域支援推進員 認知症コーディネーター	
6	包括的支援	社会福祉士		
7	包括的支援	社会福祉士		
8	プランナー	介護支援専門員	社会福祉士／介護福祉士	
9	プランナー	介護支援専門員	介護福祉士／主任介護支援専門員	
10	プランナー	介護支援専門員		
11	プランナー	介護支援専門員	介護福祉士	
12	認知症総合支援	保健師	介護支援専門員／認知症コーディネーター	
13	認知症総合支援	社会福祉士	精神保健福祉士／介護支援専門員 認知症コーディネーター	
14	生活支援体制整備	生活支援コーディネーター	介護福祉士／介護支援専門員／社会福祉士	
15	生活支援体制整備	事務員		
16	事務	事務員		

基幹型包括

令和6年度 地域包括支援センター職員体制

No.	担当	職種（主）	他資格	備考
みなみ包括	1	包括的支援	センター長 管理者 社会福祉士	主任介護支援専門員／介護福祉士／認知症 コーディネーター／認知症地域支援推進員
	2	包括的支援	主任介護支援専門員	看護師(保健師相当)／介護支援専門員／認知症 地域支援推進員
	3	包括的支援	保健師相当 (看護師)	
	4	プランナー	社会福祉士	
	5	プランナー	介護支援専門員	介護福祉士
	6	プランナー	社会福祉主事	
	7	プランナー	介護支援専門員	介護福祉士
	8	プランナー	介護支援専門員	
	9	プランナー	看護師	
千代田包括	1	包括的支援	センター長 保健師相当 (看護師)	
	2	包括的支援	主任介護支援専門員	介護支援専門員／看護師
	3	包括的支援	社会福祉士	主任介護支援専門員
	4	認知症総合支援	社会福祉士	介護福祉士
	5	プランナー	管理者 介護支援専門員	看護師
	6	プランナー	介護支援専門員	
	7	プランナー	介護支援専門員	歯科衛生士

[担当地区]
・四中地区
・旭中地区

[所在地]
・和良比635-4
わろうべの里

[開所]
・月～土（第4月曜・
祝日除く）
・9:00～17:15

[連絡先]
・TEL497-5165
・FAX497-5166

[担当予定地区]
・千代田中地区

[所在地]
・池花2-22-4

[開所]
・月～土（祝日除く）
・8:30～17:15

[連絡先]
・TEL497-2430
・FAX497-2431

令和7年2月10日現在

令和6年度 第3回

四街道市地域包括支援センター運営等協議会資料

令和7年度地域包括支援センター予算（案）

令和7年 2月

四街道市 福祉サービス部 高齢者支援課

【 目 次 】

四街道市地域包括支援センター	・ ・ ・	1
みなみ地域包括支援センター	・ ・ ・ ・	6
千代田地域包括支援センター	・ ・ ・	10

令和7年度 地域包括支援センター予算案(総括)

【歳入】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)
市受託金収入	77,220,000	77,714,638	△ 494,638
介護予防事業繰入金	55,968	1,061,016	△ 1,005,048
介護保険収入	14,221,050	14,463,792	△ 242,742
支払資金残高繰入収入	134,830	1,862,691	△ 1,727,861
合計	91,631,848	95,102,137	△ 3,470,289

【歳出】

(単位：円)

節		令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)
人件費	職員俸給	42,582,804	44,936,870	△ 2,354,066
	職員諸手当	7,533,651	7,906,063	△ 372,412
	法定福利費	13,733,597	14,445,761	△ 712,164
	臨時職員給与	18,573,337	17,169,856	1,403,481
事務費	福利厚生費	111,110	122,710	△ 11,600
	旅費交通費	47,800	33,400	14,400
	負担金支出	41,000	41,000	0
事業費	諸謝金	606,000	603,000	3,000
	消耗品費	371,581	456,555	△ 84,974
	車輛燃料費	342,580	325,400	17,180
	食糧費	23,640	10,360	13,280
	印刷製本費	470,860	368,445	102,415
	修繕費	191,400	303,800	△ 112,400
	通信運搬費	951,580	955,660	△ 4,080
	手数料	123,540	111,649	11,891
	業務委託費	2,172,570	2,410,380	△ 237,810
	賃借料	3,288,270	3,283,970	4,300
	研修費	106,000	106,000	0
	保険料	266,660	335,310	△ 68,650
	保健衛生費	8,500	8,500	0
	公租公課費	29,400	50,200	△ 20,800
	備品購入費	0	0	0
	繰出金	55,968	1,061,016	△ 1,005,048
予備費	0	56,232	△ 56,232	
合計	91,631,848	95,102,137	△ 3,470,289	

令和7年度 地域包括支援センター予算案(包括)

【歳入】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)
市受託金収入	48,979,000	51,839,826	△ 2,860,826
介護予防事業繰入金	35,616	1,043,256	△ 1,007,640
合計	49,014,616	52,883,082	△ 3,868,466

【歳出】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)	
人件費	職員俸給	27,060,890	30,910,014	△ 3,849,124
	職員諸手当	4,984,201	5,789,409	△ 805,208
	法定福利費	8,234,776	9,259,185	△ 1,024,409
	臨時職員給与	5,118,831	3,220,260	1,898,571
事務費	福利厚生費	61,910	71,910	△ 10,000
	旅費交通費	8,400	8,400	0
	負担金支出	41,000	41,000	0
事業費	諸謝金	176,000	170,000	6,000
	消耗品費	112,910	109,835	3,075
	車輛燃料費	140,432	133,160	7,272
	食糧費	960	960	0
	印刷製本費	184,080	151,579	32,501
	修繕費	123,800	123,800	0
	通信運搬費	720,980	793,180	△ 72,200
	手数料	42,240	45,177	△ 2,937
	業務委託費	196,116	191,548	4,568
	賃借料	1,623,310	1,659,095	△ 35,785
	研修費	20,000	20,000	0
	保険料	140,280	159,470	△ 19,190
	保健衛生費	7,100	7,100	0
	公租公課費	16,400	18,000	△ 1,600
	備品購入費	0	0	0
	繰出金	0	0	0
予備費	0	0	0	
合計	49,014,616	52,883,082	△ 3,868,466	

令和7年度 地域包括支援センター予算案(認知)

【歳入】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)
市受託金収入	16,857,000	15,008,883	1,848,117
介護予防事業繰入金	10,176	8,880	1,296
合計	16,867,176	15,017,763	1,849,413

【歳出】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)	
人件費	職員俸給	10,747,572	9,708,464	1,039,108
	職員諸手当	1,828,808	1,375,749	453,059
	法定福利費	3,022,153	2,685,349	336,804
	臨時職員給与	0	0	0
事務費	福利厚生費	12,000	12,000	0
	旅費交通費	8,200	8,200	0
	負担金支出	0	0	0
事業費	諸謝金	370,000	373,000	△ 3,000
	消耗品費	47,057	70,055	△ 22,998
	車輛燃料費	33,858	32,040	1,818
	食糧費	9,080	600	8,480
	印刷製本費	124,320	117,080	7,240
	修繕費	16,900	45,000	△ 28,100
	通信運搬費	38,200	1,680	36,520
	手数料	23,650	14,410	9,240
	業務委託費	56,016	54,728	1,288
	賃借料	443,822	418,503	25,319
	研修費	48,000	48,000	0
	保険料	33,640	43,505	△ 9,865
	保健衛生費	1,400	1,400	0
	公租公課費	2,500	8,000	△ 5,500
	備品購入費	0	0	0
	繰出金	0	0	0
予備費	0	0	0	
合計	16,867,176	15,017,763	1,849,413	

令和7年度 地域包括支援センター予算案(生活)

【歳入】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)
市受託金収入	11,384,000	10,865,929	518,071
介護予防事業繰入金	10,176	8,880	1,296
合計	11,394,176	10,874,809	519,367

【歳出】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)	
人件費	職員俸給	4,774,342	4,318,392	455,950
	職員諸手当	720,642	740,905	△ 20,263
	法定福利費	1,337,235	1,248,393	88,842
	臨時職員給与	1,999,990	1,825,350	174,640
事務費	福利厚生費	16,000	16,000	0
	旅費交通費	12,000	12,000	0
	負担金支出	0	0	0
事業費	諸謝金	60,000	60,000	0
	消耗品費	168,414	244,820	△ 76,406
	車輛燃料費	33,858	32,040	1,818
	食糧費	13,600	8,800	4,800
	印刷製本費	144,460	63,786	80,674
	修繕費	16,900	45,000	△ 28,100
	通信運搬費	41,500	8,400	33,100
	手数料	17,710	15,290	2,420
	業務委託費	1,736,016	1,974,728	△ 238,712
	賃借料	234,369	178,400	55,969
	研修費	30,000	30,000	0
	保険料	33,640	43,505	△ 9,865
	保健衛生費	0	0	0
	公租公課費	3,500	9,000	△ 5,500
	備品購入費	0	0	0
	繰出金	0	0	0
予備費	0	0	0	
合計	11,394,176	10,874,809	519,367	

令和7年度 地域包括支援センター予算案(介護予防)

【歳入】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)
介護保険収入	14,221,050	14,463,792	△ 242,742
支払資金残高繰入収入	134,830	1,862,691	△ 1,727,861
合計	14,355,880	16,326,483	△ 1,970,603

【歳出】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)	
人件費	職員俸給	0	0	
	職員諸手当	0	0	
	法定福利費	1,139,433	1,252,834	△ 113,401
	臨時職員給与	11,454,516	12,124,246	△ 669,730
事務費	福利厚生費	21,200	22,800	△ 1,600
	旅費交通費	19,200	4,800	14,400
	負担金支出	0	0	0
事業費	諸謝金	0	0	0
	消耗品費	43,200	31,845	11,355
	車輛燃料費	134,432	128,160	6,272
	食糧費	0	0	0
	印刷製本費	18,000	36,000	△ 18,000
	修繕費	33,800	90,000	△ 56,200
	通信運搬費	150,900	152,400	△ 1,500
	手数料	39,940	36,772	3,168
	業務委託費	184,422	189,376	△ 4,954
	賃借料	986,769	1,027,972	△ 41,203
	研修費	8,000	8,000	0
	保険料	59,100	88,830	△ 29,730
	保健衛生費	0	0	0
	公租公課費	7,000	15,200	△ 8,200
	備品購入費	0	0	0
	繰出金	55,968	1,061,016	△ 1,005,048
予備費	0	56,232	△ 56,232	
合計	14,355,880	16,326,483	△ 1,970,603	

令和7年度 みなみ地域包括支援センター予算案(総括)

【歳入】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)
市受託金収入	45,222,000	45,387,752	△ 165,752
介護予防事業繰入金	208,764	319,680	△ 110,916
介護保険収入	16,444,884	14,064,192	2,380,692
合計	61,875,648	59,771,624	2,104,024

【歳出】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)	
人件費	職員俸給	31,519,440	29,640,840	1,878,600
	職員諸手当	9,045,196	6,723,498	2,321,698
	法定福利費	8,465,009	8,925,733	△ 460,724
	臨時職員給与	9,401,026	10,446,146	△ 1,045,120
事務費	福利厚生費	109,200	90,409	18,791
	旅費交通費	3,200	3,200	0
	負担金支出	1,000	1,000	0
事業費	諸謝金	0	0	0
	消耗品費	211,218	99,205	112,013
	車輛燃料費	187,962	199,526	△ 11,564
	食糧費	0	0	0
	印刷製本費	140,544	122,184	18,360
	修繕費	85,887	229,695	△ 143,808
	通信運搬費	714,360	642,852	71,508
	手数料	2,200	2,200	0
	業務委託費	0	44,550	△ 44,550
	賃借料	1,398,271	1,398,271	0
	研修費	25,000	25,000	0
	保険料	288,587	276,713	11,874
	保健衛生費	11,534	26,200	△ 14,666
	公租公課費	10,800	29,600	△ 18,800
	備品購入費	0	0	0
	繰出金	208,764	319,680	△ 110,916
	予備費	46,450	525,122	△ 478,672
合計	61,875,648	59,771,624	2,104,024	

令和7年度 みなみ地域包括支援センター予算案(包括)

【歳入】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)
市受託金収入	38,665,000	39,068,046	△ 403,046
介護予防事業繰入金	208,764	319,680	△ 110,916
合計	38,873,764	39,387,726	△ 513,962

【歳出】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)	
人件費	職員俸給	24,004,080	25,558,540	△ 1,554,460
	職員諸手当	7,231,027	5,515,733	1,715,294
	法定福利費	5,752,181	6,496,134	△ 743,953
	臨時職員給与	0	0	0
事務費	福利厚生費	50,400	41,095	9,305
	旅費交通費	800	800	0
	負担金支出	1,000	1,000	0
事業費	諸謝金	0	0	0
	消耗品費	104,213	32,531	71,682
	車両燃料費	92,784	96,312	△ 3,528
	食糧費	0	0	0
	印刷製本費	64,800	52,560	12,240
	修繕費	44,353	114,848	△ 70,495
	通信運搬費	526,872	477,228	49,644
	手数料	880	880	0
	業務委託費	0	22,275	△ 22,275
	賃借料	795,503	795,503	0
	研修費	10,000	10,000	0
	保険料	178,304	143,331	34,973
	保健衛生費	5,767	13,356	△ 7,589
	公租公課費	10,800	15,600	△ 4,800
	備品購入費	0	0	0
	繰出金	0	0	0
予備費	0	0	0	
合計	38,873,764	39,387,726	△ 513,962	

令和7年度 みなみ地域包括支援センター予算案(認知)

【歳入】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)
市受託金収入	6,557,000	6,319,706	237,294
介護予防事業繰入金	0	0	0
合計	6,557,000	6,319,706	237,294

【歳出】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)	
人件費	職員俸給	4,080,560	4,082,300	△ 1,740
	職員諸手当	1,001,169	758,065	243,104
	法定福利費	932,317	962,948	△ 30,631
	臨時職員給与	0	0	0
事務費	福利厚生費	8,400	8,219	181
	旅費交通費	800	800	0
	負担金支出	0	0	0
事業費	諸謝金	0	0	0
	消耗品費	66,820	30,558	36,262
	車輛燃料費	30,928	32,104	△ 1,176
	食糧費	0	0	0
	印刷製本費	12,960	11,520	1,440
	修繕費	23,234	38,832	△ 15,598
	通信運搬費	142,608	126,504	16,104
	手数料	440	440	0
	業務委託費	0	7,425	△ 7,425
	賃借料	201,414	201,414	0
	研修費	5,000	5,000	0
	保険料	44,583	41,955	2,628
	保健衛生費	5,767	6,422	△ 655
	公租公課費	0	5,200	△ 5,200
	備品購入費	0	0	0
	繰出金	0	0	0
予備費	0	0	0	
合計	6,557,000	6,319,706	237,294	

令和7年度 みなみ地域包括支援センター予算案(介護予防)

【歳入】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)
介護保険収入	16,444,884	14,064,192	2,380,692
合計	16,444,884	14,064,192	2,380,692

【歳出】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)	
人件費	職員俸給	3,434,800	0	3,434,800
	職員諸手当	813,000	449,700	363,300
	法定福利費	1,780,511	1,466,651	313,860
	臨時職員給与	9,401,026	10,446,146	△ 1,045,120
事務費	福利厚生費	50,400	41,095	9,305
	旅費交通費	1,600	1,600	0
	負担金支出	0	0	0
事業費	諸謝金	0	0	0
	消耗品費	40,185	36,116	4,069
	車輛燃料費	64,250	71,110	△ 6,860
	食糧費	0	0	0
	印刷製本費	62,784	58,104	4,680
	修繕費	18,300	76,015	△ 57,715
	通信運搬費	44,880	39,120	5,760
	手数料	880	880	0
	業務委託費	0	14,850	△ 14,850
	賃借料	401,354	401,354	0
	研修費	10,000	10,000	0
	保険料	65,700	91,427	△ 25,727
	保健衛生費	0	6,422	△ 6,422
	公租公課費	0	8,800	△ 8,800
	備品購入費	0	0	0
	繰出金	208,764	319,680	△ 110,916
	予備費	46,450	525,122	△ 478,672
合計	16,444,884	14,064,192	2,380,692	

令和7年度 千代田地域包括支援センター予算案(総括)

【歳入】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)
市受託金収入	26,100,000	25,184,192	915,808
介護予防事業繰入金	217,878	216,072	1,806
介護保険収入	7,785,654	7,715,736	69,918
合計	34,103,532	33,116,000	987,532

【歳出】

(単位：円)

節		令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)
人 件 費	職員俸給	13,540,000	12,708,000	832,000
	職員諸手当	8,604,000	8,418,000	186,000
	法定福利費	3,890,320	3,706,560	183,760
	臨時職員給与	3,154,000	2,304,000	850,000
事 務 費	福利厚生費	224,000	119,000	105,000
	旅費交通費	11,800	468,600	△ 456,800
	負担金支出	1,000	1,000	0
事 業 費	諸謝金	0	0	0
	消耗品費	189,436	195,722	△ 6,286
	車輛燃料費	123,120	128,160	△ 5,040
	食糧費	0	0	0
	印刷製本費	312,000	312,000	0
	修繕費	0	0	0
	通信運搬費	687,000	522,000	165,000
	手数料	1,188,000	1,188,000	0
	業務委託費	0	0	0
	賃借料	1,509,120	1,509,120	0
	研修費	65,000	131,800	△ 66,800
	保険料	80,580	77,680	2,900
	保健衛生費	62,400	137,330	△ 74,930
	公租公課費	0	0	0
	備品購入費	26,000	0	26,000
	繰出金	217,878	216,072	1,806
	予備費	217,878	972,956	△ 755,078
合計	34,103,532	33,116,000	987,532	

令和7年度 千代田地域包括支援センター予算案(包括)

【歳入】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)
市受託金収入	19,534,000	19,074,324	459,676
介護予防事業繰入金	217,878	216,072	1,806
合計	19,751,878	19,290,396	461,482

【歳出】

(単位：円)

節		令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)
人 件 費	職員俸給	8,600,000	8,220,000	380,000
	職員諸手当	6,166,000	5,930,000	236,000
	法定福利費	2,324,560	2,264,000	60,560
	臨時職員給与	0	0	0
事 務 費	福利厚生費	96,000	51,000	45,000
	旅費交通費	3,600	255,600	△ 252,000
	負担金支出	1,000	1,000	0
事 業 費	諸謝金	0	0	0
	消耗品費	118,826	112,322	6,504
	車輛燃料費	73,872	76,896	△ 3,024
	食糧費	0	0	0
	印刷製本費	252,000	252,000	0
	修繕費	0	0	0
	通信運搬費	347,400	347,400	0
	手数料	726,000	726,000	0
	業務委託費	0	0	0
	賃借料	905,472	905,472	0
	研修費	39,000	39,000	0
	保険料	48,348	46,028	2,320
	保健衛生費	49,800	63,678	△ 13,878
	公租公課費	0	0	0
	備品購入費	0	0	0
	繰出金	0	0	0
予備費	0	0	0	
合計		19,751,878	19,290,396	461,482

令和7年度 千代田地域包括支援センター予算案(認知)

【歳入】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)
市受託金収入	6,566,000	6,109,868	456,132
介護予防事業繰入金	0	0	0
合計	6,566,000	6,109,868	456,132

【歳出】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)	
人件費	職員俸給	2,900,000	2,328,000	572,000
	職員諸手当	2,018,000	2,128,000	△ 110,000
	法定福利費	774,080	712,960	61,120
	臨時職員給与	0	0	0
事務費	福利厚生費	32,000	17,000	15,000
	旅費交通費	5,200	85,200	△ 80,000
	負担金支出	0	0	0
事業費	諸謝金	0	0	0
	消耗品費	33,756	38,600	△ 4,844
	車両燃料費	24,624	25,632	△ 1,008
	食糧費	0	0	0
	印刷製本費	30,000	30,000	0
	修繕費	0	0	0
	通信運搬費	169,800	91,800	78,000
	手数料	231,000	231,000	0
	業務委託費	0	0	0
	賃借料	301,824	301,824	0
	研修費	26,000	82,800	△ 56,800
	保険料	16,116	15,826	290
	保健衛生費	3,600	21,226	△ 17,626
	公租公課費	0	0	0
	備品購入費	0	0	0
	繰出金	0	0	0
予備費	0	0	0	
合計	6,566,000	6,109,868	456,132	

令和7年度 千代田地域包括支援センター予算案(介護予防)

【歳入】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)
介護保険収入	7,785,654	7,715,736	69,918
合計	7,785,654	7,715,736	69,918

【歳出】

(単位：円)

節	令和7年度予算	令和6年度予算	増減 (R7-R6)	
人件費	職員俸給	2,040,000	2,160,000	△ 120,000
	職員諸手当	420,000	360,000	60,000
	法定福利費	791,680	729,600	62,080
	臨時職員給与	3,154,000	2,304,000	850,000
事務費	福利厚生費	96,000	51,000	45,000
	旅費交通費	3,000	127,800	△ 124,800
	負担金支出		0	0
事業費	諸謝金	0	0	0
	消耗品費	36,854	44,800	△ 7,946
	車輛燃料費	24,624	25,632	△ 1,008
	食糧費	0	0	0
	印刷製本費	30,000	30,000	0
	修繕費	0	0	0
	通信運搬費	169,800	82,800	87,000
	手数料	231,000	231,000	0
	業務委託費	0	0	0
	賃借料	301,824	301,824	0
	研修費	0	10,000	△ 10,000
	保険料	16,116	15,826	290
	保健衛生費	9,000	52,426	△ 43,426
	公租公課費	0	0	0
	備品購入費	26,000	0	26,000
	繰出金	217,878	216,072	1,806
予備費	217,878	972,956	△ 755,078	
合計	7,785,654	7,715,736	69,918	

四街道市地域包括支援センター運営等協議会設置要綱の一部改正について

「地域包括支援センターの設置運営について（令和6年8月5日老計発第1018001号厚生労働省老健局計画課長当通知）」において、地域包括支援センター運営協議会の所掌事務等に一部変更があったため一部改正を行いました。

主な改正内容は以下の通りとなります。

1. 所掌事務について

- ① 以下のセンターの設置等に関する事が承認事項ではなくなり、意見を述べるものと変更。
 - ・ センターの担当する圏域の設定
 - ・ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
 - ・ センターの業務を委託された法人による総合事業及び予防給付に係る事業の実施
 - ・ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定等
- ② センターの職員配置基準に関すること（常勤換算方法を適用することや複数のセンターの第1号被保険者数を合算することを適用することについて意見を述べていただく）が追加。
- ③ センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること（一部委託の内容が適切かどうか意見を述べていただく）の追加。

2. 会議の開催について、対面開催のほかにも ICT 等を活用した遠隔での開催や書面開催等を行えるよう変更。

資料3-2は改正後の全文で、下線が変更部分となります。

資料3-3は新旧対照表となっています。

その他、ご不明な点がございましたら、事務局までご連絡ください。

○四街道市地域包括支援センター運営等協議会設置要綱

平成25年2月8日

告示第18号

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の公正及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営を確保するため、並びに四街道市認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）の活動を効果的に推進するため、四街道市地域包括支援センター運営等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平30告示20・一部改正）

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

(1) センターの設置等に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更

ウ センターの業務を委託された法人による総合事業及び予防給付に係る事業の実施

エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定等

(2) センターの職員配置基準に関すること。

ア センターの職員配置基準について常勤換算方法を適用すること。

イ センターの職員配置基準について複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算することを適用すること。

(3) センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること。

ア 事業所の名称及び所在地

イ 事業の内容、期間、担当する区域並びに営業日及び営業時間

ウ 事業を担当する職員の職種及び員数

(4) センターの行う業務に係る方針に関すること。

(5) センターの運営に係る次に掲げる事項に関すること。

ア センターから提出される次に掲げる書類の受理

(ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ウ) 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果

(エ) その他協議会が必要と認める書類

イ センターが行う事業内容に関する評価

(6) センターの職員の確保に関すること。

(7) 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、包括的支援事業を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関すること。

(8) 地域密着型サービス等に係る次に掲げる事項

ア 地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額の設定に関すること。

イ 地域密着型サービス等を行う事業者の指定に関すること。

ウ 地域密着型サービス等を行う事業者として指定された者（以下「指定事業者」という。）の人員、設備及び運営に関する基準の設定に関すること。

エ 指定事業者による地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の設定に関すること。

(9) 支援チームに係る次に掲げる事項を協議すること。

ア 支援チームの設置に関すること。

イ 支援チームの活動内容及び活動状況に関すること。

ウ その他支援チームの活動について必要な事項に関すること。

(10) その他協議会が必要と認める事項に関すること。

2 市は、前項第5号イの評価を行うに当たっては、必要な基準を作成するものとする。

(平30告示20・令6告示157・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 介護サービス及び介護予防サービスを行う事業所に属する者

(3) 保健医療関係者

(4) 地域における相談事業を担う関係者

(5) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第3項の規定にかかわらず、任期内であっても、特定の職にある者として委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 会議は、対面による開催のほか、ICT等を活用した遠隔での開催、書面開催等により行うことができる。

(令6告示157・一部改正)

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉サービス部高齢者支援課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(四街道市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の廃止)

2 四街道市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成18年告示第29号）は、廃止する。

(四街道市地域密着型サービス運営委員会設置要綱の廃止)

3 四街道市地域密着型サービス運営委員会設置要綱（平成18年告示第81号）は、廃止する。

(準備行為)

- 4 この告示の規定に基づく委員の委嘱のための手続その他の準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成30年告示第20号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年3月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和6年告示第157号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年12月1日から施行する。

四街道市地域包括支援センター運営等協議会設置要綱新旧対照表

改正案	現 行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。</p> <p>(1) センターの設置等に関すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更</p> <p>ウ センターの業務を委託された法人による総合事業及び予防給付に係る事業の実施</p> <p>エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定等</p> <p>(2) センターの職員配置基準に関すること。</p> <p>ア センターの職員配置基準について常勤換算方法を適用すること。</p> <p>イ センターの職員配置基準について複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算することを適用すること。</p> <p>(3) センターが総合相談支援事業の一部委託を行うことに関すること。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 事業の内容、期間、担当する区域並びに営業日及び営業時間</p> <p>ウ 事業を担当する職員の職種及び員数</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) センターの設置等に係る次に掲げる事項の承認に関すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託</p> <p>ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施</p> <p>エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定又は変更</p>

(4) センターの行う業務に係る方針に関すること。

(5) センターの運営に係る次に掲げる事項に関すること。

ア センターから提出される次に掲げる書類の受理

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果

(エ) その他協議会が必要と認める書類

イ (略)

(6)・(7) (略)

(8) 地域密着型サービス等に係る次に掲げる事項

ア～エ (略)

(9) 支援チームに係る次に掲げる事項

ア～ウ (略)

(10) (略)

2 市は、前項第5号イの評価を行うに当たっては、必要な基準を作成するものとする。

(会議)

第5条 (略)

2～4 (略)

5 会議は、対面による開催のほか、ICT等を活用した遠隔での開催、書面開催等により行うことができる。

(2) センターの運営に係る次に掲げる事項に関すること。

ア センターから提出される次に掲げる書類の受理

(ア)・(イ) (略)

(ウ) その他協議会が必要と認める書類

イ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 地域密着型サービス等に係る次に掲げる事項を協議すること。

ア～エ (略)

(6) 支援チームに係る次に掲げる事項を協議すること。

ア～ウ (略)

(7) (略)

2 協議会は、前項第2号イの評価を行うに当たっては、必要な基準を作成するものとする。

(会議)

第5条 (略)

2～4 (略)

附 則

この告示は、令和6年12月1日から施行する。

指定介護予防支援等の一部を委託する事業所について

第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業を行う地域包括支援センターは、指定介護予防支援等の一部を居宅介護支援事業者に委託することができるものとされています。（介護保険法第115条の23第3項及び介護保険法第115条の47第6項）

また、指定介護予防支援等の一部を委託する事業所の選定に当たっては、適切・公正・中立性を確保する観点より、本協議会の議を経て、意見をいただくこととなっております。（地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省通知））（四街道市地域包括支援センター運営等協議会設置要綱第2条第1項第1号エ）

新たに一部を委託する事業所は以下のとおりです。

当該事業所は、介護保険法第115条の23第3項で規定されている厚生労働省令で定められた指定居宅介護支援事業者となります。

No.	事業所名	所在地	要件	選定理由
	【事業所番号】	開始年月日		
1	老人介護支援センターみなと荘	栃木県下都賀郡壬生町北小林815	一部委託の要件①～④をすべて満たしている。	要介護認定が出ており、子が住んでいる県外介護老人保健施設に入所していたが、更新に伴い要支援認定が出た。本人家族共に当該施設併設の居宅介護支援事業所を希望されたため。
	【0972300016】	令和7年1月1日		

【一部委託事業所の要件】

指定介護予防支援事業等の一部を委託する場合、以下の①から④の要件をすべて満たしており、アセスメント業務や介護予防サービス・支援計画の作成業務等が一体的に行えるよう、地域包括支援センターが配慮できること。

- ① 業務の一部委託をする指定居宅介護支援事業者は、介護予防支援に関する研修を受講するなど、必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者であること。
- ② 委託先の事業者が介護予防サービス・支援計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について地域包括支援センターが確認できること。
- ③ 一部委託先が、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏っていないこと。
- ④ 一部委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障の無い範囲であること。